

国立大学法人大分大学長の解任に関する規程

平成28年3月24日制定 全部改正
平成28年規程第11号

国立大学法人大分大学長の解任手続に関する規程（平成18年規程第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学学長選考・監察会議規則（平成16年規則第10号。以下「規則」という。）第8条の規定により、国立大学法人大分大学長（以下「学長」という。）の解任に関し、必要な事項を定める。

（解任申出の事由）

第2条 学長選考・監察会議は、学長が次の各号のいずれかに該当する場合は、文部科学大臣に学長の解任の申出を行うことができる。

- （1） 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- （2） 職務上の義務違反があるとき。
- （3） 職務の執行が適当でないため国立大学法人大分大学の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められるとき。
- （4） その他学長たるに適しないと認められるとき。

（解任の請求）

第3条 学長の解任の請求は、次の各号のいずれかにより行うものとする。

- （1） 学長選考・監察会議の委員総数の過半数の連署による請求
 - （2） 経営協議会の委員総数の過半数の連署による請求
 - （3） 教育研究評議会の評議員総数の過半数の連署による請求
 - （4） 国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）の適用を受ける者のうち、別表に掲げるものの4分の1以上の署名による請求
- 2 前項第1号、第2号及び第3号の解任の請求に当たっては、様式第1号を学長選考・監察会議議長に提出しなければならない。
- 3 第1項第4号の解任の請求に当たっては、様式第2号を学長選考・監察会議議長に提出しなければならない。

（解任の審議）

- 第4条 学長選考・監察会議議長は、前条に規定する解任の請求があったとき、又は規則第10条の規定により学長の職務の執行状況を確認し、解任の必要があると認めたときは、遅滞なく、学長選考・監察会議を開催し、解任するか否かについて審議するものとする。
- 2 学長選考・監察会議は、前項に規定する審議に当たっては、学長に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定による審議は、規則第6条第2項の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上をもって決するものとする。

（解任の公表等）

- 第5条 学長選考・監察会議は、前条の審議の結果、第2条各号のいずれかに該当するとして、文部科学大臣に学長の解任の申出を行った場合は、遅滞なく、様式第3号により解任に係る審査の結果、解任の理由及び審査の過程を公表するものとする。
- 2 学長選考・監察会議は、前条の審議の結果、第2条各号のいずれにも該当しないとしたときは、当該請求をした者に対しその旨を通知し、及び公示するものとする。

（その他）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月24日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学長の解任手続に関する実施細則（平成18年細則第5号）は、廃止する。

附 則（平成31年規程第3号）

この規程は、平成31年2月26日から施行する。

附 則（令和3年規程第51号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第101号）

この規程は、令和4年12月26日から施行する。

別表（第3条関係）

職 種	職 名 等	
教 育 職 員	大 学 教 員 (民間企業等の出向職員を除く。)	教 授
		准教授
		講 師
		助 教
		助 手
	附属学校教員	教頭相当以上の職
事 務 職 員	副課長相当以上の職	
図書系事務職員	副課長相当以上の職	
施設系技術職員	副課長相当以上の職	
教室系技術職員	技術専門員	
医療系技術職員	薬剤師	副薬剤部長
	栄養士	栄養管理室長
	医療技術部長	
	副医療技術部長	
看護系技術職員	看護師長以上の職	
リサーチ・アドミニスト レーター	総括U R A	
	U R A	

国立大学法人大分大学長解任請求書

年 月 日

学長選考・監察会議議長 殿

解任請求代表者

（自 署）

解任を請求する 学長の氏名	
解任を請求する 事由	国立大学法人大分大学長の解任に関する規程（平成 2 8 年規程第 1 1 号） 第 2 条第 号
＜解任請求事由の根拠＞	

連署欄（解任請求代表者を含む。）

氏 名（自署）	氏 名（自署）
印	印
印	印
印	印
印	印
印	印
印	印
印	印
印	印
印	印
印	印
印	印
印	印

備考 規格はA 4 判とする。

様式第 2 号（第 3 条関係）

国立大学法人大分大学長解任請求書

年 月 日

学長選考・監察会議議長 殿

解任請求代表者

（自 署）

解任を請求する 学長の氏名	
解任を請求する 事由	国立大学法人大分大学長の解任に関する規程（平成 2 8 年規程第 1 1 号） 第 2 条第 号
＜解任請求事由の根拠＞	

備考 規格は A 4 判とする。

署名欄

(ページ番号 - 総ページ数)

番号	所 属	職 名	氏 名 (自署)
1			印
2			印
3			印
4			印
5			印
6			印
7			印
8			印
9			印
1 0			印
1 1			印
1 2			印
1 3			印
1 4			印
1 5			印
1 6			印
1 7			印
1 8			印
1 9			印
2 0			印
2 1			印
2 2			印
2 3			印
2 4			印
2 5			印
2 6			印
2 7			印
2 8			印
2 9			印
3 0			印

備考 この様式を複写して使用し、表の右上にページ番号を記入すること。

様式第3号（第5条関係）

国立大学法人大分大学長の解任の申出について

国立大学法人大分大学長の解任に関する規程（平成28年規程第11号）第2条の規定により、
下記のとおり学長の解任の申出を行いましたので、同規程第5条第1項の規定により公表します。

年 月 日

国立大学法人大分大学学長選考・監察会議
議 長

記

- 1 氏 名
- 2 解任の事由 国立大学法人大分大学長の解任に関する規程第2条第 号
- 3 解任の理由
- 4 審査の過程